

納税

固定資産税(3期)

12月25日(金)
税務課 ☎(83)1224

国民健康保険税(8期)・
後期高齢者医療保険料(6期)

12月28日(月)
町民課 ☎(83)1225

※税金などのお支払いは便利な口座振替をご利用ください。また、コンビニエンスストアでも納付できます



制度・補助金・
町からのお祝い

合併処理浄化槽に
転換しませんか?

交付対象者

公共下水道事業計画区域以外に設置された単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換される方

助成対象

単独処理浄化槽の撤去費用の一部と合併処理浄化槽の設置に係る費用の一部

勤労者住宅資金利子補助金

自己住居の新築・購入・増改築をし、次の条件を満たす方に対し、住宅資金の利子の一部を補助します。

- ①町内に在住し、かつ事業所に勤務している方
②対象金融機関から自己の居住用の住宅について新築・増改築・購入に係る資金の融資を受けた方

対象金融機関 中央労働金庫、さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行、かながわ西湘農協

補助額 当初借入金(50万円以上3000万円まで)の0.2%(100円未満切り捨て)

補助期間 当初借入金の利息の支払いを始めた月から起算して36か月以内

提出書類 申請用紙、住民票(3か月以内のもの)および登記簿謄本の写し、1年間実際に利子を支払ったことがわかる金融機関発行の書類、工事請負契約書・建物売買契約書(新規申請者のみ)など

令和3年1月4日(月)から1月29日(金)の期間内(平日のみ)に観光経済課へ提出 ☎(83)1228

※総工事費(諸経費除く)に対して約7割から8割の交付率となります(上限が決まっています)

申込方法

必要書類を設置工事開始前に環境上下水道課窓口へ提出してください。

※詳細は町公式サイトでご確認ください

環境上下水道課 ☎(83)1227

ブロック塀の撤去費および
生垣の設置についての補助

塀などの撤去費と、それに代わる生垣の設置について、次の補助を行っています。

【危険ブロック塀等撤去費補助制度】

①ひび割れや傾きが生じているブロック塀などの撤去

②公道に面していること
③高さが1m以上あるもの

補助金額

撤去工事費の2分の1(上限20万円)

【生垣設置奨励補助制度】

①高さがほぼ均一(60cm以上)で列状に植えるもの

②1m以内に2本以上植え、総延長5m以上のもの
③公道に面していること

補助金額

生垣設置に要した費用の実費(上限5万円)

今年度の申請は令和3年

1月29日(金)までにまちづくり課へ ☎(84)1332

「耐震診断」と
「耐震改修工事」の補助

地震に強いまちをつくるために、木造住宅の耐震診断と、耐震改修工事に要する経費への補助を行っています。

【耐震診断】

①町民自ら所有し、居住する木造住宅
※プレハブ工法や枠組み壁工法は除く

②昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けた一戸建て住宅、二世帯住宅または店舗併用住宅

※昭和56年6月1日以降に増築または改築しているものは除く
③2階建て以下の住宅

補助金額 耐震診断に要した経費の3分の2(上限7万円)

【耐震改修工事】

①耐震診断の結果、総合評点1.0未満であるもの
②耐震診断の補助対象の要件①②③を満たす住宅

補助金額

耐震改修工事に要した経費の2分の1(上限50万円)

今年度の申請は令和3年1月29日(金)までにまちづくり課へ ☎(84)1332



令和2年度狩猟免許試験

神奈川県では、狩猟免許試験を実施しています。詳しくは県公式サイトをご覧ください。

- 対 県内在住の方で新規に狩猟免許を取得される方
日 第4回(わな猟・第一種猟銃) 令和3年2月19日(金)
時 午前9時35分~午後5時
場 小田原合同庁舎(小田原市荻窪350-1)
申 事前申請受付期間:12月24日(木)~令和3年1月8日(金)の期間内に必要書類を提出してください
問 県西地域県政総合センター 環境部環境調整課 ☎(32)8000

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年度より定員枠が減少しています
※第3回は横浜市で令和3年1月24日(日)に開催されます

成人式のご案内

令和3年1月10日(日) 受付9時30分 開式10時

場 町民文化センター 大ホール

対 平成12年4月2日~平成13年4月1日の間に生まれた方

※11月20日(金)時点で住民登録をされている方に案内状をお送りします
なお、町外在住で参加されたい方は、12月18日(金)までにご連絡ください。

今年度は式典のみの開催となります。

注意

本人以外の入場は、ご家族1人のみとなります。

民法改正施行後の「成人式」
について

民法改正により成人年齢が「18歳」に引き下げとなりますが、松田町では引き続き「20歳」の年度で実施させていただきます(実施名称については検討中です)。

問 教育課 ☎(83)7021

